

質問内容	回答
<p>プログラムのネーミングやロゴ作成について、本委託業務に含まれますか？それともあらかじめ定められたものが指定されますか？</p>	<p>本事業のネーミングやロゴ作成については本委託業務に含まれます。</p>
<p>共同提案の場合、「他共同事業体の構成員でないこと、また単独で提案を行っていないこと」の記載があります。 これは例えば、本企画コンペに対し、A社+B社、A社+C社、A社単独とA者が複数の提案ができないという解釈で間違いないでしょうか。 複数のコンペへに対する提案を妨げるものではないという理解をしています。</p>	<p>本実施要領における「他の共同事業体の構成員でないこと、また単独で提案を行っていないこと」との記載は、本企画コンペ(本業務)に対して、同一の事業者が複数の提案に関与することを禁止する趣旨です。 そのため、例えば同一事業者(A社)が A社+B社 A社+C社 A社単独 といった形で、複数の提案を行うことは認められません。 各事業者は、本企画コンペにおいて 単独提案または一つの共同事業体としての提案のいずれか一つに限って参加する必要があります。 一方で、本実施要領の規定は本企画コンペに限って適用されるものであり、他の企画コンペや別事業への提案を制限するものではありません。</p>